

■ その他の地域地区

■ 高度利用地区 ■

市街地再開発事業参照(P.28)

■ 準防火地域 ■

準防火地域とは、火災が発生した場合でも延焼速度を遅くし、市街地の防火に役立てることを目的として指定される地域であり、地域内の一定の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

本市では、市街地のなかでも商業集積が大きい白子地区と牧田地区を平成 8 年に決定している。

準防火地域

名 称	計 画 決 定 面 積 (h a)	計 画 決 定 年 月 日	告示番号	備 考
準防火地域 牧田地区	約 22.0	H 8. 3.29	市 50 号	一定の建築物は耐火建築物 又は準耐火建築物とする
準防火地域 白子地区	約 16.3	H 8. 3.29	市 50 号	

■ 臨港地区 ■

港湾の円滑な管理運営を図るため、本市では、昭和 57 年に白子港を臨港地区に決定し、港湾法に基づく漁港区として分区指定され、その目的を著しく阻害する建築物について県条例で制限を行い、港湾の効果的な利用の促進を図っている。また、平成 12 年には、漁業の効率化を図るため、白子港の埋め立て用地について臨港地区の拡大を行った。

臨港地区

名 称	計 画 決 定 面 積 (h a)	計画決定・変更 年 月 日	告示番号	備 考
白子港臨港地区	8.4	H12. 6. 2	市 85 号	漁港区